

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一―二）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長 会計管理者」を「部長 知事戦略公室長 会計管理者」に、「統括監」を「統括監 医務技監 危機管理監」に、「副本部長 県立総合大学校本部部長 県立総合大学校本部長」を「副本部長」に、「上席政策調査幹」を「上席秘書幹 秘書幹」に、「運輸安全管理幹 県政広報幹」を「航空戦略幹」に、「魅力発信幹 工事検査幹」を「工事検査幹」に、「担当室長」を「担当室長 運輸安全管理幹」に、「秘書課課長補佐（課長が指定する企画担当の課長補佐に限る。）」を「総務監察課課長補佐（課長が指定する課長補佐に限る。） 総務監察課法制文書室主任専門員（条例等の審査業務に従事する主任専門員に限る。）」に、「監察評価課課長補佐（課長が指定する課長補佐に限る。） 総務監察課法制文書室主任専門員（条例等の審査業務に従事する主任専門員に限る。）」に、「監査評価課係長（課長が指定する係長に限る。） 総務監察課係長（課長が指定する係長に限る。）」に、「総務監察課法制文書室係長（条例等の審査業務に従事する係長に限る。） 主任」を「主任」に、「主事」を「主事（総務監察課に勤務する者で監察・公益認定担当の事務を行うもの及び）」に改め、「及び監察評価課に勤務する者で監察評価担当の事務を行うもの」を削り、同表教育委員会事務局の項中「企画幹 グローバル・文化創造幹」を「企画幹」に、「競技力向上推進幹 担当室長」を「競技力向上推進幹」に改める。

別表第三中保健製薬環境センターの項、中央こども女性相談センターの項及び徳島学院の項を削り、鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次の五項を加える。

保健製薬環境センター	所長 次長
中央こども女性相談センター	所長 副所長
南部こども女性相談センター	所長 次長
西部こども女性相談センター	所長 次長
徳島学院	院長 次長

別表第三産業人材育成センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。